

第 176 回新発田地域広域事務組合議会定例会 会議録

招集年月日 令和 8 年 3 月 26 日

招集の場所 広域合同庁舎 4 階会議場

開 会 令和 8 年 3 月 26 日午後 3 時 15 分宣言

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 運営概況報告について

日程第 4 議案第 204 号 監査委員の選任について

日程第 5 議案第 205 号から議案第 212 号まで一括上程

一括上程議案

議案第 205 号 専決処分の承認を求めることについて

(新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例制定について)

議案第 206 号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議案第 207 号 令和 7 年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）議定
について

議案第 208 号 令和 7 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算
（第 3 号）議定について

議案第 209 号 令和 8 年度新発田地域広域事務組合一般会計予算議定について

議案第 210 号 令和 8 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算議定に
ついて

議案第 211 号 令和 8 年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算議定
について

議案第 212 号 令和 8 年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算議定に
ついて

出席議員

議 会 議 長	湯浅佐太郎
議会副議長	八幡 元弘
議 会 議 員	石山 洋子
議 会 議 員	宮崎 光夫

議 会 議 員	高 橋 茂
議 会 議 員	小柳はじめ
議 会 議 員	加藤 和雄
議 会 議 員	小坂 博司
議 会 議 員	小川 徹
議 会 議 員	広岡けんじろう
議 会 議 員	森本 将司
議 会 議 員	羽田野孝子
議 会 議 員	筧 智也
議 会 議 員	宮澤 光子
議 会 議 員	田中 智之

説明のため出席した者

管 理 者	新 発 田 市 長	二階堂 馨
副管理者	胎 内 市 長	井畑 明彦
副管理者	聖 籠 町 長	西脇 道夫
事 務 局	事 務 局 長	野崎 光晴
消防本部	消 防 長	高橋 孝美
会 計 管 理 者	新 発 田 市 会 計 管 理 者	山口 誠
消防本部	消 防 次 長	吉田 雅則
事 務 局	総 務 課 長	高山 寿昭
新発田広域クリーンセンター場長		肥田野正信

職務のため出席した者

書記	事務局	係 長	石井 浩之
記録	事務局	主 任	長谷川憲大
記録	事務局	主 任	二瓶 小夏

午後 3時15分 開 会

○議長（湯浅佐太郎君） お疲れさまです。本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

組合議会傍聴規則に基づきまして、報道機関へ写真撮影を許可しておりますので、お知らせをいたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、第176回新発田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

はじめに、監査委員から地方自治法の規定により、10月分から1月分に係る例月出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から地方自治法の規定により、工事請負変更契約の締結の専決処分について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の訂正について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議事日程の報告

○議長（湯浅佐太郎君） 本日の議事日程は、一般質問通告書の提出がありませんでしたので、本日お配りした議事日程のとおりといたします。

日程第1、会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において石山洋子議員、田中智之議員の2名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、運営概況報告について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第3、運営概況報告について、管理者であります新発田市長より申出がありますので、これを許可します。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 運営概況報告を申し上げます。

はじめに、組合議会議員の定数見直しについてであります。将来の人口予測、同種の一部事務組合との比較等を踏まえ、構成市町議会で検討及び協議した結果、3名減の12名とすることで、湯浅議長から定数見直しすべきとの報告がありました。報告を受け、現行規約に規定されております議員定数について、県との事前協議が整ったことから先般、構成市町議会に議決を依頼いたしましたので取り計らいくださるようお願いいたします。

次に、新庁舎整備事業についてであります。2月末に引渡し完了し、3月22日に議員各位のご出席をいただき、竣工式並びに祝賀会を執行了いました。現在、4月1日の運用開始に向け、引越し等の準備を進めており、5月31日には新庁舎の機能を広く周知し、防災や救急の一助となるよう住民を対象とした内覧会を予定しているところであります。なお、旧庁舎の解体工事を来年度中に行い、解体後の用地については新発田市へ移管することとしております。

次に、共同処理施設総合管理計画の改定についてであります。広域関係2組合の共同処理施設総合管理計画については、20年間の計画期間のうち、策定から10年目にあたる今年度、構成市町への意見聴取及びパブリックコメントの実施を経て、改定したところであります。管内人口の減少に伴い、組合に求められる共同処理施設の規模にも変化が生じていることから、適正規模の見直しにより、施設総量の適正化を着実に進めてまいります。

次に、ごみ焼却場の更新整備方針についてであります。令和7年3月の組合議会定例会においてご報告をいたしましたとおり、老朽化が進む2つの焼却場の更新整備について検討しましたところ、令和19年の稼働開始を目指して、現在の新発田広域クリーンセンター及び隣接する広域交流施設虹の里交流館の敷地内に、新焼却場を更新整備することといたしました。更新整備にあたり、去る12月17日に周辺6集落で構成する公害防止連絡協議会を臨時開催し、現在地での更新整備と令和8年度末での虹の里交流館の廃止を説明したところ、特段反対意見はなく、ご理解を得られたものであります。新焼却場は、中条焼却場と統合し、広域不燃物処理場の機能を集約することで、処理経費の縮減と熱エネルギー回収発電による温室効果ガスの削減に寄与したいと考えており、長期的によりよい選択となるよう、施設機能等の詳細について検討してまいります。

最後に、現況の詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。

以上で運営概況報告を終わります。

○議長（湯浅佐太郎君） 運営概況報告について質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第4、議案第204号 監査委員の選任について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第4、議案第204号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

議案第204号は、監査委員の選任についてであります。監査委員でありました高橋晃氏が去る11月8日をもって退任されましたので、新たに須貝実氏を選任したいというものであります。

ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅佐太郎君） 人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議案第204号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第204号は同意することに決しました。

日程第5、議案第205号から議案第212号まで一括上程

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第5、議案第205号から第212号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由説明については、議案第205号から第212号までを一括で行い、はじめに第205号、次に第206号、次に第207号及び第208号、次に第209号から第212号の4つに分割して質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） ご異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

はじめに、専決処分についてご説明を申し上げます。議案第205号は、新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正の専決処分について、承認を得るものであります。人事院勧告等に伴い、当組合が給与制度を準用する新発田市において令和7年4月1日に遡り給与改定を行ったことから、公安職給料表についても改正を要するため、12月22日付けで、

専決処分をさせていただきました。

次に、一般議案についてご説明申し上げます。議案第206号は、新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等のサウナ設備とは異なり、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置した消費熱量が小さいサウナ設備が増加していることから、その特性に応じた安全が確保できるよう所要の改正をするものであります。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による石川県輪島市での大規模火災を受け、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、所要の改正をするものであります。

次に、令和7年度補正予算案についてご説明申し上げます。議案第207号は、令和7年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）の議定についてであります。補正の内容は、新庁舎整備費用など起債事業費の確定に伴う整理を行うものであります。

議案第208号は、令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてであります。補正の内容は、新発田広域クリーンセンターの灰クレーン修繕において、年度末までの完了が困難となったことによる繰越明許費の設定及び交付税額の確定に伴う特別負担金を調整するものであります。

次に、新年度予算案の概要についてご説明申し上げます。当初予算案の編成にあたりましては、依然として厳しい関係市町の財政状況を十分認識し、原油価格高騰などによる物価上昇の影響を受ける中でも、各経費の徹底した精査により、運営経費の5%シーリング及び投資経費の財政計画比での0シーリングを実施し、市町村負担金の軽減を図るとともに、重点的、効率的な予算配分に努めたところであります。

各会計の概要について、ご説明を申し上げます。議案第209号は、令和8年度新発田地域広域事務組合一般会計予算の議定についてであります。新庁舎整備事業が完了したことにより、前年度比44.35%減の33億2,074万円といたしました。

議案第210号は、令和8年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算の議定についてであります。最終処分場整備事業費及び2つの焼却場の維持補修費増により、35.94%増の18億8,491万7,000円といたしました。

議案第211号は、令和8年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算の議定についてであります。虹の里交流館の解体設計費を計上したことにより、28.27%増の2,327万6,000円といたしました。

議案第212号は、令和8年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算の議定についてであります。国が進める介護認定審査支援システムの標準化移行が完了したことにより、17.65%減の4,619万3,000円といたしました。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

す。

○議長（湯浅佐太郎君） 補足説明を求めます。

野崎光晴事務局長。

○事務局長（野崎光晴君） 令和8年度当初予算案概要に基づき、ご説明いたします。

お手元の当初予算案概要をご覧ください。それでは、表紙裏面をご覧ください。広域関係2組合の会計別予算額一覧表であります。上の段が新発田地域広域事務組合に係る会計であります。上から、一般会計は事務局、葬斎センター、消防、新庁舎整備に係る経費となります。ごみ処理事業特別会計は、焼却施設のクリーンセンター、中条焼却場、不燃物処理場、現在の最終処分場エコパーク、次期最終処分場整備に係る経費となります。まちづくり事業特別会計は、クリーンセンターの排熱を利用した虹の里交流館に係る経費となります。介護保険事業特別会計は、介護認定審査業務に係る経費となります。参考に、下の段が下越福祉行政組合に係る経費であります。

右側の1ページ、資料1、当初予算案編成にあたっての基本方針であります。歳入では積極的に繰越金等の財源確保に努め、歳出では運営経費マイナス5%シーリングを徹底し、市町村負担金の軽減に努めて編成いたしました。

2、令和8年度当初予算の特色であります。（1）歳出、①広域関係2組合の全体事業費は68億6,052万9,000円、そのうち新発田地域広域事務組合分が52億7,512万6,000円、前年度比21億5,328万円、28.99%の減であります。その主な減額要因は、継続事業の新庁舎整備事業の建設工事完了、運営経費シーリングによる歳出削減によるものであります。

めくっていただき、2ページの（2）歳入、①の広域関係2組合の組合別市町村負担金は38億7,240万6,000円、そのうち新発田地域広域事務組合分が34億1,164万8,000円、前年度比2億246万5,000円、5.60%の減であります。その下、②2組合全体の市町村負担金であります。新発田市、胎内市、聖籠町のほか、下越福祉行政組合のすべての市町村において、前年度比で減となっておりますが、歳出でご説明いたしました継続事業の新庁舎整備事業の建設工事が完了したことによるものであります。

右側の3ページ、（3）令和8年度の主な事業についてであります。2組合共通の最上段の丸、継続事業の旧広域合同庁舎解体事業1億4,113万9,000円は、充当率が有利で時限的な財源措置の活用を図り、この合同庁舎の解体工事費であり、解体後の土地は新発田市に返還するものであります。

次の丸、継続事業の消防広報広聴事業11万円は、住民の皆様に広く新庁舎や防災等を知っていただくための庁舎開放イベントを開催するための委託料であります。

次の丸、継続事業の旧消防本部解体事業2億6,495万6,000円は、充当率が有利で時限的な財源措置の活用を図り、新栄町の消防庁舎の解体工事費であり、解体後の土地は新発田市に移管するものであります。

次の丸、新規事業の胎内消防署庁舎整備事業3,726万5,000円は、黒川出張所との統合を進める胎

内消防署の改築にあたり、設計等の調査費であります。

めくっていただき、4ページ、中段の丸、継続事業の緊急消防自動車更新事業、新発田消防署のはしご車2億7,080万1,000円は、昨年度に債務負担行為を設定し、更新2年目にあたる車両の更新であります。

最下段の丸、新規事業の救急自動車更新事業、胎内消防署の高規格救急車4,035万4,000円は、平成26年に配備した車両の更新であります。

右側の5ページ、最上段の丸、新規事業の新施設整備事業は、管理者が運営概況報告でご報告のとおり、焼却施設の更新にあたり、順次整備を進めていくため、令和8年度は自前で国の交付金申請に必要な計画策定を行うため、予算計上はありません。

その下の丸、継続事業の焼却設備補修事業5億5,090万2,000円は、新施設更新までの間、クリーンセンターと中条焼却場の設備更新や補修を行うための経費であります。

めくっていただき、6ページの最上段の丸、継続事業の最終処分場整備事業1億7,077万2,000円は、胎内市船戸地区での新たな最終処分場を整備するため、法律に基づく生活環境影響調査、地質調査及び実施設計など、国の交付金制度交付率3分の1を活用して実施するものであります。

最下段の丸、新規事業の虹の里交流館の施設解体事業479万6,000円は、焼却施設の整備更新にあたり、順次整備を進めていくため、虹の里交流館の解体設計を実施するものであります。

右側の7ページ、組合は別となりますが、参考にご説明申し上げます。救護施設のひまわり荘、養護老人ホームあやめ寮とひめさゆりの最上段の丸、新規事業の民間譲渡に向けた検討は、組合施設の総合管理計画に基づき、福祉施設の一体再編により民間譲渡を検討するものであります。

その下の丸、あやめ寮の丸、継続事業のナースコール設備更新事業2,827万円は、平成19年1月の開設以来、更新のなかったナースコールについて、令和7年度にプロポーザルによる事業者選定を行いましたので、設備更新工事費であります。

その下のあやめ寮の丸、新規事業の給湯設備更新事業421万3,000円は、給湯配管の継ぎ手に起因する漏水が生じていることから、改修手法を含む設計業務を実施するものであります。

主な事業については以上となります。

続いて、11ページ、資料2、広域組合当初予算の前年度比較と財政計画比較であります。左側の前年度比較表の下段、歳出で増減額の大きなものを右側の詳細に記載しておりますので、ご説明申し上げます。右側の詳細説明欄、上段の投資経費23億194万円の減につきましては、左上の四角囲み中段の新庁舎整備事業の完了が主なものであります。

最下段の着色している経費のうち、左から固定経費9,785万3,000円の増は、職員数は減でありますが、給与改定分が主なものであります。

真ん中の運営経費7,998万7,000円の減につきましては、光熱水費、燃料費の単価及び使用量の減が主なものであります。

右の償還経費 1 億3,083万7,000円の増につきましては、令和4年度の火葬場改築、令和5年度の新庁舎整備の元金償還が主なものであります。

続いて、13ページ、資料3、構成市町村ごとの負担金明細表であります。左側、新発田地域広域事務組合に係る会計、広域一般会計は、事務局、旧新発田衛生センター、火葬場、広域消防、川東出張所、消防本部新庁舎まで、ごみ処理特別会計は、ごみ処理焼却場、不燃物処理場、エコパーク、最終処分場整備事業まで、まちづくりは、隣接のごみ焼却施設の広域クリーンセンターの排熱を利用しての広域交流施設虹の里交流館、介護保険は、新発田市、胎内市及び聖籠町の介護認定審査会であります。

続いて、15ページ、資料4、すべての事務事業について、当初予算額と事業説明を一覧表にしております。

続いて、19ページ、資料5、組合の機構図であります。左側が新発田地域広域事務組合、右側が下越福祉行政組合、それぞれの施設名と令和8年4月1日現在の正規職員数を記載しております。右上に組合別職員数を整理しております。新発田地域広域事務組合は206人、前年比2人減、下越福祉行政組合は63人、前年比1人減、合計269人、前年比3人減であります。

以上で当初予算案に係る詳細説明を終わります。

○議長（湯浅佐太郎君） これより質疑に入ります。

はじめに、議案第205号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第205号 専決処分の承認を求めることについて（新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について）、承認するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第205号は承認することに決しました。

次に、議案第206号について質疑はございませんか。

小柳はじめ議員。

○議員（小柳はじめ君） サウナが増えているということで、その対応なのですが、これ条文、条例を読むと、簡易サウナ設備というところに、個人で設置するものは除くと、対象外だということ

で、主に事業用だったと思うのですけれども、これの捕捉というのですか、例えば販売業者に義務付けるのか、かといって簡単に把握することもできないでしょうし、どうやって捕捉をするのかということをお聞かせいただきたい。

○議長（湯浅佐太郎君） 二階堂管理者。

○管理者（二階堂 馨君） 制度の概要についてでありますので、消防長のほうから答弁をさせます。

○議長（湯浅佐太郎君） 高橋消防長。

○消防長（高橋孝美君） 小柳議員のご質問にお答えいたします。

サウナについてなのですが、浴場等の建物内に設置されたサウナ設備とは異なる屋外等のテントやバレルサウナにストーブを設置する小規模なサウナが現在増加しております。当消防本部管内においては、新発田市石喜にバレルサウナがあります。また、月岡温泉の宿泊施設で客室内に個室のサウナの設備を有したところ、それから新発田市内フィットネスジム、ここに2か所サウナがあると確認しております。条例の内容なんですけれども、可燃物の表面温度が許容最高温度の100度を超えない距離又は引火しない距離を確保すること、異常な温度上昇を検知して熱源を遮断する装置を設置すること、その際、薪式のストーブの場合は、近くに消火器を置くことで代替できます。

以上となります。

○議長（湯浅佐太郎君） 小柳はじめ議員。

○議員（小柳はじめ君） 要は捕捉をどうするかというのは、その辺がルールがやっぱり曖昧だと、公平性というのは保てないと思うのですけれども、要はカフェのちょっとした店先とか、それから村上なんかだと、海水浴場のサーフショップに隣接したりとか、そういうのも対象になると思うんですけど、今おっしゃったの、私が思うだけでもすぐ出るくらいのところなんですけど、実際まだまだあるんじゃないかと思うんですけど、純粹に個人だけにやるものは最初から除外になるとして、ちょっと事業の延長線でのものは完結するのは大変だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。周知をして、自分が名のり出るのを待つという判断なのか、そういうのを見つけたら、例えば通常の消防立入検査で見つけて徹底的に入らせるとか、その辺がよく見えないんですけど、どうでしょう。

○議長（湯浅佐太郎君） 管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 一つの事故がありますと、どうしてもこういう制度の改正が行われるわけでありますので、今現在サウナの関係については消防署のほうから制度改正に伴う改正案については話をさせていただきます。小柳議員のほうからは、結局その数字を全部把握はできていないのではないかと、それ以外の箇所もあるだろう、こういうことについてどう思うかということですので、この辺は周知徹底をさせていただきます。いただいた上で、なおかつ漏れがあるようであれば、それはそのままほっておくというわけにいきませんので、しっかりと検討をさせていただきます。

きますけれども、まずは今のところ、届出のあるところ、あるいは私どもで把握しているものについてはいしつかりと制度概要について説明をし、お願いをさせていただきたいと。漏れについては、今後少し庁内で検討をさせていただきます。

○議長（湯浅佐太郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第206号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第206号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第207号及び第208号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第207号 令和7年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）議定について、議案第208号 令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）議定について、以上の2議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第207号及び第208号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第209号から第212号までの4議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第209号 令和8年度新発田地域広域事務組合一般会計予算議定について、議案第210号 令和8年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算議定について、議案第211号 令和8年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算議定について、議案第212号 令和8年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算議定について、以上の4議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第209号、第210号、第211号及び第212号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（湯浅佐太郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第176回新発田地域広域事務組合議会定例会を閉会といたします。

この庁舎での議会は本定例会で最後となります。次回、7月定例会からは新庁舎で行いますので、皆様お間違えないようよろしくお願いいたします。

午後 3時58分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月26日

議 会 議 長

湯浅 佐太郎

議 会 議 員

石山 洋子

議 会 議 員

田中 智之